

社会福祉法人練馬区社会福祉協議会身体拘束等適正化対策のための指針

令和4年6月1日制定

I 身体拘束等適正化に関する基本的考え方

1 身体拘束及び行動制限の原則禁止

**社会福祉法人練馬区社会福祉協議会は、原則として、身体拘束及び行動制限の一切を禁止します。**

社会福祉法人練馬区社会福祉協議会（以下、「本会」といいます。）の基本理念「ひとりの不幸も見逃さない～つながりのある地域をつくる」は「個人の尊厳と意思の尊重」という価値観・倫理観を基礎としており、身体拘束等は虐待の一類型に該当することから、本会の価値観・倫理観に全面的に反する行為です。また、虐待は刑事罰の対象になる場合があるほか、就業規程における非違行為として懲戒処分の対象となります。

さらに、「障害者虐待」は「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下、障害者虐待防止法という。）」により禁止されています。また、「障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律の基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」では第48条第1項において、「利用者または他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならない。」と定められています。

2 定義

障害者虐待防止法では「障害者」とは障害者基本法第2条第1号に規定する障害者と定義されており、同号では「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他心身の機能に障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」としています。障害者手帳を取得していない場合や18歳未満の者も含まれます。

また、次の行為を「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」と定義しています。

- ①身体的虐待：利用者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、または**正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。**
- ②性的虐待：利用者に対してつな行為をすることまたは利用者をしてつな行為をさせること。
- ③心理的虐待：利用者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応または不当な差別的な言動その他の利用者に対して著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ④放棄・放置：利用者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置、他の利用者による①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置その他利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- ⑤経済的虐待：利用者の財産を不当に処分すること、その他利用者から不当に財産上の

利益を得ること。

### 3 やむを得ず身体拘束等を行う場合

(1) 「障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」第48条第2項では「やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。」と定められており、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合とは、①切迫性、②非代替性、③一時性の3要素をすべて満たす場合に限られます。

- ① 切迫性：利用者本人または他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- ② 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。
- ③ 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

(2) 本会が運営する白百合福祉作業所・かたくり福祉作業所・豊玉障害者地域生活支援センター・石神井障害者地域生活支援センター（以下、「4施設」といいます。）において本人または他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、事前に、虐待防止・身体拘束等適正化対策委員会において①切迫性、②非代替性、③一時性の3要素をすべて満たすことを確認し、個別支援計画や説明書により本人又は家族の同意を得ることとします。（様式1 緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書）

(3) 実際に身体拘束等を行う場合には、施設長や支援担当職員等によりカンファレンスを行い、必要最小限度とし、早期の解除をめざします。これらの経過に基づき、やむを得ず行う身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することとします。（様式2 緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録）

## II 身体拘束等適正化の体制

### 1 責任者等の設置

- ① 身体拘束等は虐待の一類型に該当することから、身体拘束等適正化は虐待防止対策の推進体制と一体的に取り組みます。
- ② 事務局長を総括責任者とします。
- ③ 4施設の施設長を管理責任者とします。
- ④ 4施設に置く虐待防止担当者を身体拘束等適正化担当者とします。担当者は管理責任者の指示の下、身体拘束等適正化に必要な業務等を担います。

### 2 虐待防止・身体拘束等適正化対策委員会の設置

- ① 身体拘束等適正化を推進するため身体拘束等適正化対策委員会を設置します。なお、身体拘束等適正化は利用者の人権擁護と虐待防止の重要な要素の一つであるため、

### 第Ⅲ編 情報公開・情報管理・安全対策

虐待防止委員会と身体拘束等適正化対策委員会を一体化し、虐待防止・身体拘束等適正化対策委員会（以下、「委員会」といいます。）として設置します。

- ② 委員会は、身体拘束適正化のための指針、研修計画、やむを得ず身体拘束等を行う場合等について検討審議し、その結果を法人に対し報告します。
- ③ 委員会の構成員は事務局長（総括責任者）、課長、4 施設の施設長（管理責任者）、第三者委員、その他必要な職員とし、委員長は事務局長（総括責任者）が務めます。
- ④ 委員会は定期的（年 1 回以上）に開催するほか、委員長の招集により、緊急性のある審議事項が生じた場合など必要に応じて開催します。

#### Ⅲ 職員研修等に関する基本方針

- ① 施設ごとに職場内研修と職場外研修を組み合わせた研修計画を策定します。
- ② 新規採用時には必ず、また、定期的（年 1 回以上）に「虐待防止（身体拘束等の禁止を含む）のための普及・啓発の研修」を実施します。
- ③ 毎年度当初に策定した研修計画、実施した研修内容等を記録し取りまとめ、委員会に報告します。

#### Ⅳ 身体拘束等を行った場合の報告

身体拘束等を行った場合には、やむを得ず行った身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録（様式 2 緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録）し、その記録を踏まえて、施設長（管理責任者）は利用者家族に速やかに説明することとします。

#### Ⅴ 身体拘束等を行う場合の対応方法

- ① 事前に委員会において①切迫性、②非代替性、③一時性の 3 要素について検討・確認します。
- ② 個別支援計画や説明書（様式 1 緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書）により、身体拘束等の必要な理由、方法、時間帯等について本人又は家族に説明し、同意を得ます。
- ③ 実際にやむを得ず身体拘束等を行う必要が生じた場合には、施設長や支援担当職員等により支援会議を行い、事前の同意の範囲内において必要最小限度とし、早期の解除をめざします。その際にはやむを得ず行う身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。（様式 2 緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録）
- ④ 身体拘束等を継続する必要がなくなった場合には直ちに解除します。
- ⑤ 施設長（管理責任者）は身体拘束等の開始及び解除について速やかに利用者家族に報告します。
- ⑥ 身体拘束等の対応を行った場合は、委員会に報告します。

### 第Ⅲ編 情報公開・情報管理・安全対策

#### Ⅵ その他

- ① 本指針はホームページに掲載し公表します。
- ② 4施設には書面として備え置き、利用者等の求めに応じ閲覧に供します。

#### 付則

1. 令和4年6月27日制定

様式1 緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書

緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書

様

- 1 あなたの状態が下記のABCをすべて満たしているため、緊急やむを得ず、下記の方法と時間等において最小限度の身体拘束を行います。
- 2 ただし、解除することを目標に鋭意検討を行うことを約束いたします。

記

- A 利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い
- B 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する看護・介護等の支援方法がない
- C 身体拘束その他の行動制限が一時的である

個別の状況による拘束の 必要な理由	
身体拘束の方法 〈場所、行為（部位・内容）〉	
拘束の時間帯及び時間	
特記すべき心身の状況	
拘束開始及び解除の予定	月 日 時 から 月 日 時 まで

上記のとおり実施いたします。

令和 年 月 日

施設名 所長

印

記録者

印

(利用者・家族の記入欄)

上記の件について説明を受け、確認いたしました。

令和 年 月 日

氏名

印

(続柄 )

様式2 緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録

緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録			
			様
月日時	日々の心身の状態等の観察・再検討結果	支援会議参加者	記録者 サイン